

伊勢原市空き店舗等活用事業 創業準備奨励金

「創業したい！」そう思っても必要なのは、まず資金。

伊勢原市では、創業時に必要な費用の一部を補助し、創業者を支援しています。

賃借物件や自宅等の改装による創業に、ぜひご活用ください！



補助対象者

下記に記載のある産業競争力強化法に基づく伊勢原市創業支援事業計画の「特定創業支援等事業」等の経営指導を受けた(または受ける見込みの)事業者

- ◆ 平塚信用金庫による「創業ハンズオン支援」
- ◆ 中栄信用金庫による「創業ハンズオン支援」
- ◆ 中南信用金庫による「創業相談窓口」

補助内容

補助対象経費[※]の30%以内（限度額50万円）

申請手順・内容等を必ず事前にご相談のうえ、申請をお願いします。

※空き店舗等を活用する場合に必要な改装費、広告宣伝費、備品購入費

交付条件

- ① **空き店舗等の賃借**又は**自宅等の改装**によって、新たな事業を行うこと
(賃借の場合には、おおむね6か月以上の賃貸借契約の締結が必要)
- ② 国税・都道府県税・市町村税を完納していること
- ③ 次のいずれかに該当する事業でないこと
 - ◆ 市内商店街からの移転に係るもの
 - ◆ 法令に違反するもの
 - ◆ 公序良俗に反するおそれのあるもの
 - ◆ 政治的活動または宗教的活動に関するもの
 - ◆ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業に係るもの又はこれに類するもの

提出書類

- ① 補助金交付(変更交付)申請書 (第3号様式)
 - ② 補助事業概要書 (第6号様式)
 - ③ 経費の内訳が分かる書類 (請求明細書等)
 - ④ 事業予定者が個人の場合は、住民票の写し及び事業経歴書
 - ⑤ 事業予定者が法人の場合は、商業登記簿謄本等
 - ⑥ 国税・都道府県税・市町村税の納付を証する書類
 - ⑦ その他市長が必要と認める書類
- } 市ホームページからダウンロードできます

提出期限

店舗の開店日等から **3 か月を経過する日まで**

【問合せ先】

伊勢原市役所 経済環境部 商工観光課(2階3番窓口)

259-1188 神奈川県伊勢原市田中 348

電話 0463-94-4732

ホームページ

<https://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2016112900051/>

